

障がい者支援施設等整備運営事業者選定募集要項に係る質問及び回答(令和4年10月12日時点)

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	P.1	2 事業の概要 整備する施設及び定員	「整備する施設」の内、福祉型障がい児入所施設に関しては、整備形態については「提案事項」とすることで良いか。(単独型・併設型を検討で良いか。)	お見込みのとおり、整備形態(単独型・併設型など)については、提案事項となります。
2	P.1	2 事業の概要 整備する施設及び定員	「整備する施設」において、仮に同敷地で障害者支援施設を主として、福祉型入所施設を併設とした場合。それぞれの定員を請求では、算定できるのか。(総定員数は合算でなく、別として良いのか?) 例:成人40、児童10は、合計で50となるのか。	合算せず、各施設の定員規模別単価となります。
3	P.1	2 事業の概要 整備条件	既にサービスを提供している施設の敷地内に新たに整備する場合、敷地面積に限りがあるため、既存施設の一部を既存施設設備から外し、新規施設として一部登録し、「訓練・作業室」に再利用するような提案は可能か。(例:体育館)	既存施設において基準上必要とされている設備(例:食堂)ではない設備であって、既に別棟になっている、渡り廊下で繋がっていない等、既存施設から除くことができる場合に限り、可能です。ただし、当該設備は新たに整備する施設の敷地内に所在する必要があります。
4	P.1	2 事業の概要 整備条件	「整備条件」において、新潟市の入所待機者全体の上位とあるが、その名簿内においては、すでに他入所施設に入所している方も存在すると考えるが、その部分はどのように考えるのか。在宅者を優先するのか。 また、知的を主としても、知的と身体が合併している方が多くいるが、含めて順位付けとなるのか。	順位は、令和4年度第2回新潟県中央「障害者支援施設等入所調整会議」時点の本市における知的障がいの入所待機者全体の内、当該施設開所日前間近の入所調整会議における入所調整調査票の合計点数の順によるものとしており、在宅や他施設入所等を問わず、上位者から順に新規施設への入所希望の確認を行うこととしています。本市における知的障がいの入所待機者には、知的と身体の重複障がいの方も含まれており、身体障がい重度であること等により、当該施設での支援が困難な場合には調整が可能であることは、従前の通りです。
5	P.4	6 応募の手続き (1)参加表明書類の提出	①提出物にある決算報告書類(直近過去2か年分)とは、法人単位の各資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表、以上の3点で足りるか。	お見込みのとおり、決算報告書類は、法人単位の各資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表を提出してください。
6	P.7	7 整備運営事業者の選定 (2)③審査基準	「資金計画」において、「市の財政負担の有無」とあるが、P2の【社会福祉施設等整備補助金の上限額(市:1/3の割合で負担)】以外に新潟市単独での<仮称:特別補助金等>の検討の用意があるのか。 それとも、単に補助金を受けずに全額自主財源で整備を行う資金計画とした場合には加点(+10)となる意味なのか。	新潟市単独での補助はありません。全額自主財源での整備を行う場合、加点となります。
7	—	兼務体制	障害者支援施設と、障害児入所施設の、支援員の兼務は可能か。	兼務は不可。両方の施設で勤務する場合は「非常勤専従」となります。

障がい者支援施設等整備運営事業者選定募集要項に係る質問及び回答(令和4年10月12日時点)

No.	頁	項目	質問内容	回答
8	—	職業指導室	障害児入所施設にも、職業指導室は必要か。必要な場合、障害者支援施設の訓練・作業室と同一にし、時間を分けて使用する等の対応は可能か。	職業指導に必要な設備が必要です。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障害者支援施設の訓練・作業室と兼ねることができます。
9	—	心理指導担当職員に必要な資格	障害児入所施設の心理指導担当職員はどのような資格が必要か。	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者である必要があります。
10	—	施設利用	障害児入所施設の児童が放課後等デイサービス(自法人を問わず)を利用されている場合、引き続き利用する事はできるのか。	障がい児入所施設に入所する障がい児については、措置入所、契約入所を問わず、入所中は原則として障がい児通所支援を利用することはできません。
11	—	施設基準	障害者支援施設と障害児入所施設の施設基準のうち、下記の室について、一の施設にある場合は兼ねて良いか。 ・相談室 ・静養室 ・厨房および調理室 ・浴室 ・洗濯室	障害者支援施設の設備基準上必要とされている設備については兼用できる旨の規定がないことから、他の施設と兼用することはできません。両施設の基準上必須とされていない設備については、兼用しても差し支えませんが、利用者の利便性等に配慮してください。
12	—	その他	既存施設の敷地内に施設を整備した場合、対象となる範囲を分筆(地番を異にする)する必要があるか。分筆する場合、敷地境界線はフェンスなどで明確に区分する必要があるか。通路等を2施設で共有使用して良いか。	分筆する必要があります。分筆した場合にフェンス等の設置は必要ありません。通路について、片方の敷地を通らないと敷地外へ出られないといった意図なら可、渡り廊下等で2施設を繋げるといった意図であれば不可です。 なお、分筆した場合の建ぺい率等、建築基準法上当該敷地に施設の設置が可能であるかについては、別途ご確認いただく必要があります。
13	P.4	6 応募の手続き (1)参加表明書類の提出	①提出物にある「該当年度予算書類」とは、年度当初の予算書のみならず、年度中に複数回の補正予算が組まれた場合、各補正予算書も必要か。	年度当初の予算書のみ提出ください。
14	P.5	6 応募の手続き (2)応募書類の提出	整備計画書の「11.資金計画書」について、「借入金の有無」で金融機関等(①独立行政法人福祉医療機構や②地元金融機関等)から借入する資金計画の場合、新潟市へ応募書類提出の時点で金融機関等から融資事前(仮)内定等を受けている必要があるか。	どのような資金計画で整備を予定しているかを伺うものですので、応募書類提出時に、融資事前(仮)内定等を受けている必要はありません。
15	P.5	6 応募の手続き (2)応募書類の提出	整備計画書の「10.施設図」について、選定後に図面の変更が生じた場合、どこまで許されるものか。	応募者が複数いた場合、選定後の図面変更は当初の評価結果に影響があるため、原則できません。(例:変更後の図面だった場合、評価結果が下がる場合など) ただし、評価結果に影響のない軽微な変更の場合は、市との協議により変更可とします。